

工事現場事故“ゼロ”推進運動

令和3(2021)年度 「重点安全対策5項目」

令和2(2020)年度の工事事故発生件数は、記録が残る平成20(2008)年度以降で最多の49件となってしまいました。そのうちの14件(29%)が労働災害事故であり、建設機械の稼働関連による死亡事故も発生しています。

事故要因の多くは作業員の不注意や作業方法の欠陥等であり、未然に防げる事故でありました。

本年度については既に1件(4月2日時点)の工事事故が発生しており、現場作業員や監督職員の安全管理・安全対策にかかる意識改革が重要となっています。

つきましては、昨年度の事故の傾向等を踏まえ、本年度は特に以下の5項目について重点的に安全対策を講じ、発注者・受注者共に全力を挙げて事故防止に万全を期すこととします。

また、重点安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとします。

加えて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止対策として、現場状況等を勘案しつつ感染予防の対応を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意することとします。

[重点安全対策5項目]

I. 建設機械の稼働関連、資機材等の下敷き、挟まれ事故防止！

II. 通行者等への損害事故防止！

III. 架空線及び地下埋設物等の破損防止！

IV. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！

V. 熱中症の防止！健康・衛生管理の徹底！

I. 建設機械の稼働関連、資機材等の下敷き、挟まれ事故防止

令和2(2020)年度においては、建設機械の稼働関連による人身事故が3件、資機材等の下敷き、挟まれによる人身事故が4件発生したが、そのうちの**1件が死亡事故、3件が作業員が4日以上休業する重傷事故**となっている。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 【危険性の調査（リスクアセスメント）と安全管理活動の徹底】

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画に反映する。
- ・施工中における現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、速やかにその原因を調査分析し、施工計画に反映させ、適切な施工管理に努めること。
- ・安全管理活動として、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の実施を徹底する。

② 【適切な施工機械の選定及び使用】

- ・建設機械作業にあたっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する。
- ・建設機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用の禁止を徹底する。特に、移動式クレーンにおいては、機体は水平に設置し、アウトリガーの適正な使用を徹底する。
- ・オペレーターに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、適切な作業を実施する。

③ 【誘導員の配置】

- ・路肩、法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法、合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携して人（作業員等）に対する安全を確保した上で建設機械を誘導し、作業を実施することを徹底する。

④ 【玉掛作業】

- ・ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛け位置等、荷を吊った時の安全を事前に確認すること。

⑤ 【作業員に対する作業方法の周知】

- ・建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する。
- ・特に重機の誤作動による事故を防止するため、安全装置利用の徹底をすること。
- ・建設機械のオペレーターに対して、操作手順及び運転時の注意事項等に関する十分な教育指導を行い、人材の育成、確保に努める。

(※令和3(2021)年度新規項目：_____)

Ⅱ. 通行者等への損害事故防止

令和2(2020)年度においては、通行者等への損害事故が12件発生した。そのうち5件は路盤開放時に発生した段差等により通行車両を損傷させたものであり、走行中の車両を破損させるもので交通事故へとつながる可能性があった。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

①【適切な交通誘導の実施】

- ・ 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置すること。
- ・ 事前に具体的な誘導方法、合図等を確認すること。
- ・ 一般公道へは、あらかじめ定められた場所・方法によって出入りすること。

②【狭い作業空間での安全確保】

- ・ 空間的に逃げ場が無いような場所での作業では、運転者、作業員及び作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

③【一般車両、歩行者等の通行部分における良好な路面の確保】

- ・ 工事施工中に工事現場内及び仮設通路等を一般の通行に開放する際は、車両、歩行者が安全に通行できる良好な路面の確保に留意すること。また、雨天等により路面の性能を損なう可能性がある現場は、現場巡視等を実施すること。
- ・ 段差が生じる場合は、段差対策と注意喚起を行うこと。

④【保安施設等の設置状況の確認】

- ・ 保安施設や現場で保管している資材等が、強風等で飛散・倒壊しないよう点検を確実にすること。
- ・ 保安施設や仮設材の張り出しによる通行支障が無いよう注意すること。

⑤【交通事故の防止】

- ・ 危険が予想される箇所には安全かつ通行を妨げとにならないよう看板・標識類を設置し、注意喚起を行うこと。また、看板・標識類は視認性があるものを使用すること。

⑥【除草作業等における飛散の防止】

- ・ 飛散防止ネット等の確実な設置と適切な配置の徹底をすること。
- ・ 草刈り箇所の事前確認を行うこと。
- ・ 伸びている草は複数回で刈るなど刈り高さを調整すること。
- ・ 飛散防止ネットのサイズを大きくすること。
- ・ 草刈りの角度、飛散防止ネットの位置を確認すること。
- ・ 長尺な飛散防止ネットや飛石飛散防止対策の施された機材の利用に努めること。
- ・ 草刈り箇所周辺の交通量や支障物、対象の繁茂状況に適した方法を選択すること。

(※令和3(2021)年度新規項目：_____)

Ⅲ. 架空線及び地下埋設物等の破損防止

令和 2(2020)年度においては、地下埋設物等の損傷事故が 6 件、架空線等の損傷事故が 11 件発生した。そのうち 1 件では NTT ケーブルの切断により、約 100 軒の電話が一時不通になるなどの影響を与える事故となった。

架空線及び地下埋設物等の破損事故は、**例年注意喚起しているにもかかわらず多数発生しているとともに、一度発生してしまうと社会的影響が大きい。**

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

①【架空線に対する事前確認】

- ・ 架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともにオペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、準備作業時や予定外作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。
- ・ 架空線付近で作業する場合は、電線防護等を行った上で、所定の間隔を確保して作業すること。

②【地下埋設物に対する事前調査】

- ・ 地下埋設物の存在が予想される箇所は、作業に先立ち図面等の照合、埋設物管理者の立会を必ず行うと共に、試掘等により地下埋設物の確認を行うこと。
- ・ 設計図書に記載がない場合でも、掘削を行う作業があるときには、埋設物の有無の確認を行うこと。
- ・ 郊外地、山間地の場合であっても埋設物を十分に確認すること。
- ・ 埋設物の近傍では、手堀りにより慎重に施工し、安易に機械掘削を行わないこと

③【目印表示等の設置、作業員への周知】

- ・ 工事関係者に架空線や埋設物位置を周知するため、目印表示等を設置するとともに、必要に応じ保護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、作業員に対して周知・徹底すること。

④【監視員の配置】

- ・ 建設機械による作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置すること。

⑤【アーム・荷台は下げて移動】

- ・ 架空線等付近にてバックハウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームやブーム、荷台を下げるよう指導を徹底する。

(※令和 3(2021)年度新規項目：_____)

IV. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止

令和2(2020)年度においては、足場・法面等からの墜落事故が3件発生した。

作業員が4日以上休業する事故となっていることから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

①【作業方法及び順序の周知】

- ・足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること。
- ・「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を遵守する。

②【墜落防止設備の設置、使用】

- ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。

③【安全通路の設定、周知徹底】

- ・墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する。

④【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】

- ・「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第539条を遵守する。

(※令和3(2021)年度新規項目：_____)

V. 熱中症の防止、健康・衛生管理の徹底

令和2(2020)年度においては、熱中症が1件発生しており、**今後も発生が懸念される。高温多湿な作業環境下では必要な措置を行わなければならない。**

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止対策として、現場状況等を勘案しつつ感染予防の対応を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意することとする。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

重点安全対策項目

① 【良好な作業環境の確保】

(熱中症対策)

- ・ 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。

(感染症対策)

- ・ 体調の思わしくない者には、各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった者は、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。
- ・ 現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な体調管理を実施すること。
- ・ 現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒の設置や不特定の者が触れる箇所の消毒を実施する。
- ・ 現場でのマスク等の着用や手洗いを励行する。

② 【作業時間の見直し、対策実施状況の確認】

(熱中症対策)

- ・ 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。

③ 【作業員等の健康状態チェック】

- ・ 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。
- ・ 出勤時に作業員等の体調に異常がないか確認を行うこと。

④ 【緊急時の対応】

(熱中症対策)

- ・ 作業員等の身体に異常が見られた場合は、直ちに必要な措置（冷却や水分・塩分の補給）を行うとともに、自力で水分の補給ができない場合等は躊躇せず緊急で医療機関へ搬送すること。

(感染症対策)

- ・ 作業員等に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者がいることが判明した場合には、速やかに発注者に報告するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講ずること。